

水産分野におけるデータ利活用
ガイドライン
概要版

はじめに

「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」は、漁業関係者の皆様が、操業中や水揚げ、出荷の際に発生するデータ等を外部に提供する際に、知っておいた方がよいこと、決めておいた方がよいことを示したものです。

特に、本概要版では、漁業者や漁業協同組合・産地市場の関係者に向けて、データを正しくやり取りするための取決めの必要性や、注意すべきことを簡単にまとめております。

このガイドラインを利用して、情報の提供・利用に関する取決めを行うことで、皆様とデータの提供を受ける方々とが良好な関係を築き、データ利活用の促進を通じて、皆様の業務にお役立ていただけることを期待しています。

目次

1. 水産分野におけるデータ利活用の状況	1
2. データ保護に関する現状と必要性	5
3. データ契約において取り決めるべきこと	13
4. データの提供に際しての留意事項	20
5. 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」の読み方	24
6. データを活用した漁業での利用事例	28

1. 水産分野におけるデータ利活用の状況

ポイント

- ・ 情報通信技術の活用が進む中で、水産分野でも新技術の導入が進められています。これにより、漁業者の生産性の向上や、操業にかかる負担の軽減などが図られています。このような取組は「スマート水産業」と呼ばれ、様々なサービスの提供が開始されています。
- ・ このような新技術では、従来は取得できなかったものも含めて幅広いデータが活用されています。水産分野の現場で生じたデータを活用することは、新技術の導入を進めていく上で、極めて重要です。
- ・ 漁業者の操業や水揚げ等で得られたデータを上手く活用することで、操業にかかる経費を削減したり、これまでになかった工夫を講じたり、後継者の育成が効率的に行えるようになることが期待されています。

【水産分野における新技術の活用にはデータは不可欠】

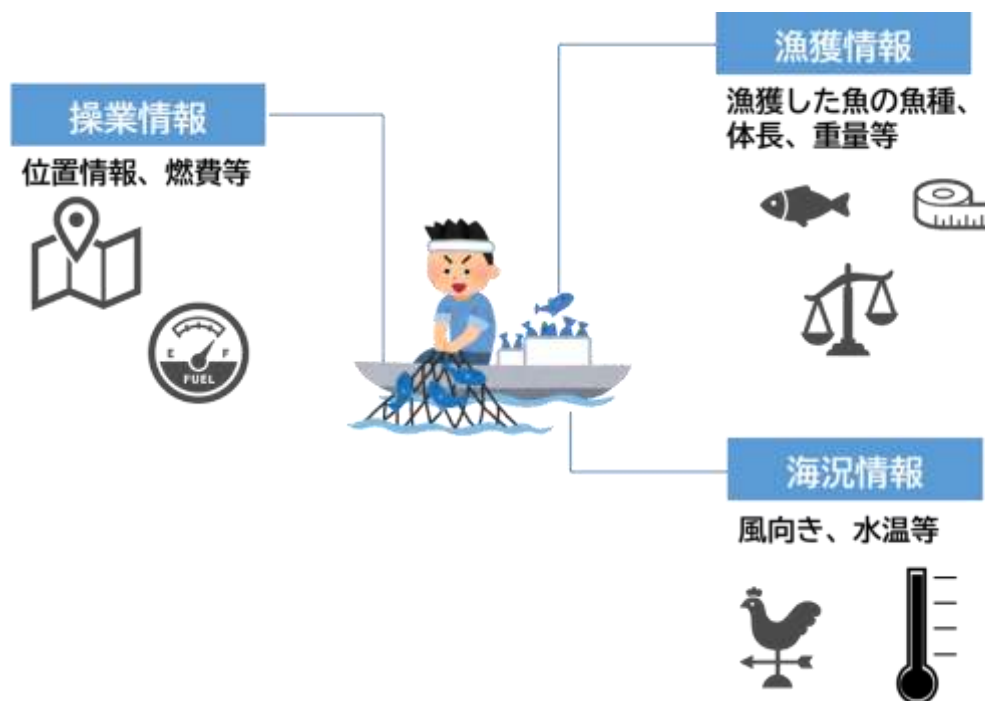
情報通信技術の活用が進む中で、水産分野でも新技術の導入が進められています。例えば、スマートフォンを活用して、将来の漁場を予測するサービスや、漁業者間で操業に関する情報共有が簡単に行えるサービスが提供され始めています。

このようなサービスは、漁業者の生産性の向上や、操業にかかる負担の軽減、あるいは産地における資源管理などに役立てることができます。このように漁業に情報通信技術などの新技術を取り入れる取組は「スマート水産業」と呼ばれ、わが国の漁業政策の一翼を担うものとなっています。

漁業において最新の情報通信技術を導入する際には、さまざまなデータを活用することが重要となっています。水産分野ではこれまでも、産地市場で水揚げした魚の重量等を計量し、販売のため事務システムに記録するなど、データの作成が行われてきました。また、研究機関などでは、水揚げされた漁獲物の魚種や体長などのデータを記録・解析したり、養殖業では餌の給餌量や配合等の生産上の工夫について、記録を残してきました。

データについては、水産業の現場でこれまでに取れなかった様々なデータも、技術の進歩によってセンサーを活用するなどにより、取得ができるようになってきました。また、取得したデータを分析するシステムなども整備され、

AIを始めとする新技術の源となっています。このように、普段、漁業者が関係している様々な事柄も、データにして取り扱うことができるようになってきています。



【データを活かすと水産業はもっとよくなる】

これらのデータはこれまでも、資源評価や、研究で利用されてきました。スマート水産業では、さらに水産業の持続的成長を図るため、データを高度に活用した取組も進められています。例えば操業中の位置情報や、風向き・水温などの海況情報を、リアルタイムに把握し、これを解析した結果から、さまざまな予測に役立てられるようになりました。

このようにスマート水産業を実現することで、漁場の予測や操業の効率化、養殖業で最適な量・タイミングで給餌を行うなど、漁業者にとって役に立つ様々なことができるようになります。

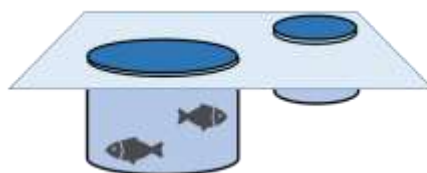
漁場となる場所を予測できる



操業を効率化できる



養殖での最適な給餌の量や
タイミングを把握できる。



これらのスマート水産業の実現のためには、漁業者は、様々な人と協力することが必要です。例えば、漁業者が取得したデータを、研究機関などに依頼して分析を行ってもらうことで、上記のような「予測」や「効率化」ができるようになります。また、システム開発会社などに依頼して新たなシステムを作ってもらうことで、データをより使いやすい形・分かりやすい形にすることができます。

【漁業にデータを活かした例】

以下の例は、ブイから塩分・水温などの情報を取得して、その情報を基に漁業者がすべき最適な作業がわかるようになるという取組の事例です。情報の収集のために民間企業であるシステム開発会社と協力する、最適な作業タイミングを見つけるために研究機関と協力する、などといった形で、様々な相手とデータをやり取りすることで漁業者がより効率よく作業できるようになりました。

ブイから塩分・水温・溶存酸素等を取得します。



システムを構築・運用するため、システムベンダー等と協力することがあります。



取得したデータは、スマートフォンで表示できます。



データをより効率的な操業につなげるため、研究機関等と協力することがあります。



漁業者は、データから最適な作業を実施できます。



また次の例として、風向きや水温などの海況情報等を調査船などから収集し、漁業者に提供するサービスが実用化されているものが挙げられます。

調査船や人工衛星からデータを収集・集約します。



公的機関や、漁業者も海況情報を提供することがあります。



取得したデータから海況情報等を作成します。



データを収集した企業が、収集したデータを基に作成した海況情報を提供します。



漁業者は海況情報等を基に操業の決定ができます。



2. データ保護に関する現状と必要性

ポイント

- ・ データを活用することは、データを提供する漁業者など生産者にとってもメリットがあります。
- ・ また、漁業者が提供するデータには、意外な価値があることもあります。このような価値は、データを分析するなどして発見できるものもあります。
- ・ 一方で、データの持つ価値が大きい場合、提供した本人が意図しない形でその価値が流出してしまい、思わぬ形になることもあります。逆に価値があまりないデータを、価値があるものとして受け取ることで、受け取った側で意外な結果となることもあります。
- ・ また、一定の目的の範囲でデータの提供を行ったつもりなのに、意図しない目的で利用するなど、提供者の意に反することもあります。
- ・ このようにデータのやり取りは、漁業者にとって有益であるものの、その趣旨などを十分に理解しないと、情報の提供者が望まない使われ方をされ、結果としてトラブルも生じてしまいます。
- ・ なお、計測データなどの単純なデータは、わが国の知的財産に関する法律では必ずしも守られないことがあります。その結果、取決めをしないで渡したデータが返してもらえなかったり、公開されてしまったりする恐れもあります。
- ・ このような観点から、データ提供に関する取決めを行って、安心してやり取りできる関係を気付くことが重要です。

【データには価値が眠っていることがある】

データは従来、ある業務目的のために収集し、その目的を達成するためのみに利用されてきました。しかし、取得したデータは、本来の目的以外にも利用することで、意外な利用方法を生み出し、価値が生じることがあります。

例えば、毎日の操業データの日時と場所と漁獲量を数年分にわたって分析することにより、一定の周期での操業地点での漁獲量を予測することができるかもしれません。また操業地点と消費燃料、潮の流れなどを収集して分析するこ

とで、最少の燃料で操業地点に到達できる航路などを示すことができるかもしれません。

このように、データには、本来想定しない価値が眠っており、その価値を上手に使うことがスマート水産業では一つのポイントとなります。

【信頼に基づくデータ提供から、取決めに基づくデータ提供へ】

1章で説明したとおり、水産分野においては、データを活用することにより、漁業者など生産者にとって様々なメリットが期待できます。例えば漁業者の操業時における負担を減らしたり、的確な資源管理を行いつつ、漁獲量を確保するなど持続的成長を促したりすることなどが挙げられます。

こうしたデータの活用が進んでいく中で、データの取扱いに関する課題も生じてきました。水産分野ではこれまで、データの提供先は普段から付き合いのある相手に限定されることが多かった傾向にあります。漁業者や漁業協同組合がデータのやり取りをする相手は、普段から付き合いのある相手であることが多く、そのためデータの使われ方についても、ある程度想像がつく場合が大半だったといえます。例えば、

- 漁業者から漁業協同組合や産地市場への情報の提供
- 流通関係者への出荷情報の提供
- 漁業協同組合や産地市場が利用する事務システムの導入に際してのデータ提供

など、日常的な取引がある相手方に業務上の必要からデータを渡すということが想定されます。この場合、データの使われ方（利用目的）についても、業務上の必要ということで、事前の想定がつきやすかったので、安心して（あるいは意識せず）データの提供を行ってきたことが多かったと言えます。このようなデータ提供は、共通する商習慣などを踏まえた、お互いの信頼関係に基づいて行われており、細かい取決めなどは行われていないことが大半です。

一方で、新技術を活用するなどのためにデータを活用する場合には、データを解析したり、その結果をスマートフォンなどで使えるサービスにするなど、さまざまな人の関与が必要となります。そのため、必ずしも普段かかわりがなかった研究機関や企業など、幅広い相手にもデータを提供することが必要となります。

この場合には、従来の商慣習などをデータの提供先が知っているとは限らないため、表面上はデータの使われ方（利用目的）でデータを提供する人と利用する人の考えが同じように見えても、実は食い違っている、ということもあり得ます。例えば、

- 提供したデータは地域の漁業のためだけに使われると思って提供したものの、提供を受けた側は、その地域だけでなく全国で使えるサービスに活用しようと思っていた
- 学術研究目的で利用する目的に限定されるとしてデータ提供したものの、データを受け取った側では、その成果が使えるものであれば、商用利用にも使うつもりであった
- サービスを利用する際に必要なデータを入力したり収集したりする際に、そのデータは利用者自身のためだけに使われると思っていたが、サービスを提供する側では、それらを活用してサービス全体の品質向上にも使おうと思っていた

などが挙げられます。

新技術を用いるためのデータ提供では、日常的な取引を行っている人以外とのやり取りになることから、前提となる商習慣や利害関係も異なることも多いため、このような状況が発生することがあります。その結果、本来は望まない方法でデータが使われてしまい、ひいてはトラブルが起こる可能性もあります。一方で、これまでにないデータの活用を行うことは、第1章で示したように、将来的に豊かな漁業を拓くことに不可欠でもあります。そのため、新技術を用いるデータの提供や利用を行う際には、双方が前提としている商慣習や事情を当然のこととはしないで、誤解が生じない程度の取決めを行うことが重要となります。



実際に考えられる例を、3つ紹介します。

想定されるトラブルの例①

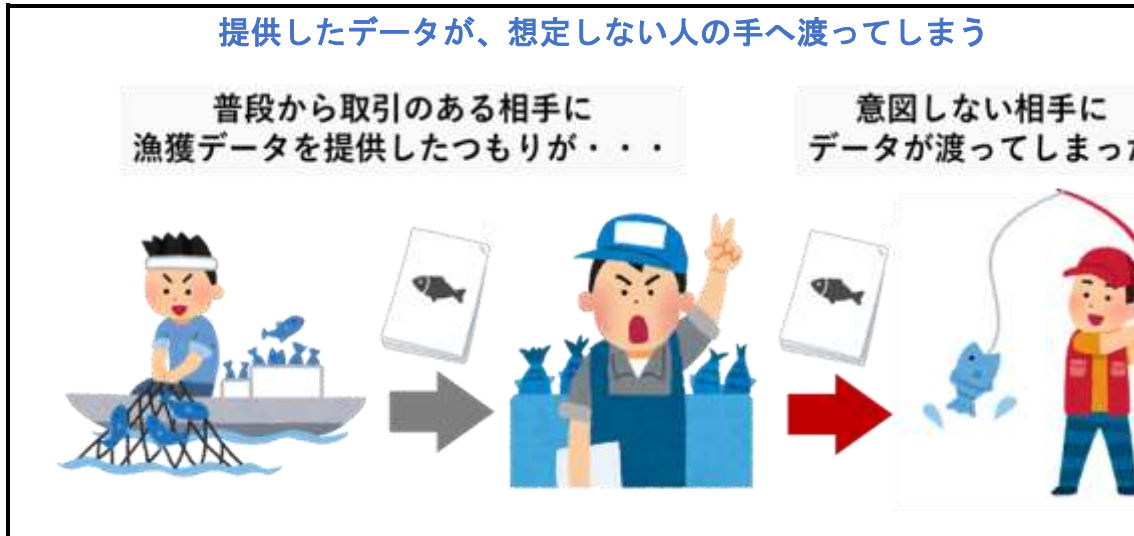
提供したデータが、想定しない目的で使われてしまう



後日



想定されるトラブルの例②



想定されるトラブルの例③

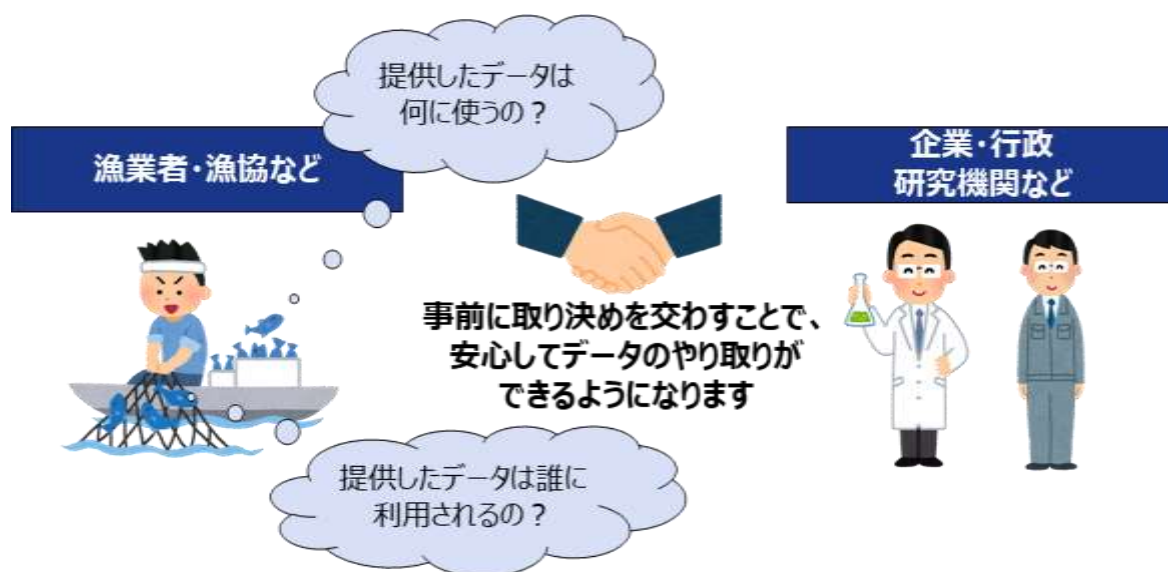


【必要な取決めを行い、安心できるデータ提供・利用へ】

新技術を水産業に活かすためには、漁業者などの生産者からのデータ提供は不可欠です。一方で、漁業者などから見ると、データを提供することにより、想定していない悪影響を受けてしまうと本末転倒なので、相手方との間での安心が、データの提供の前提となります。

そこで、データのやり取りに関わるすべての人が、守りたいデータをしっかりと保護し、提供者が安心してデータを出していけるようにするためには、「だれが」「何のために」「どんな」データを取得し、「どのような方法で」利用・管理するかなどの取決めを事前に行っておくことが重要になります。それらの中には、双方が「当然の前提」と思っている内容も含まれます。このような「当然の前提」は、従来はあえて文書や取決めなどにしなくてもよかったものなので、面倒が増えるように感じるかもしれません。しかし、取決めの内容については、必ずしも詳細な契約の形にしなくても、所定の事項のみを簡単なシートに示すなど、簡易な形で行うことも可能です。

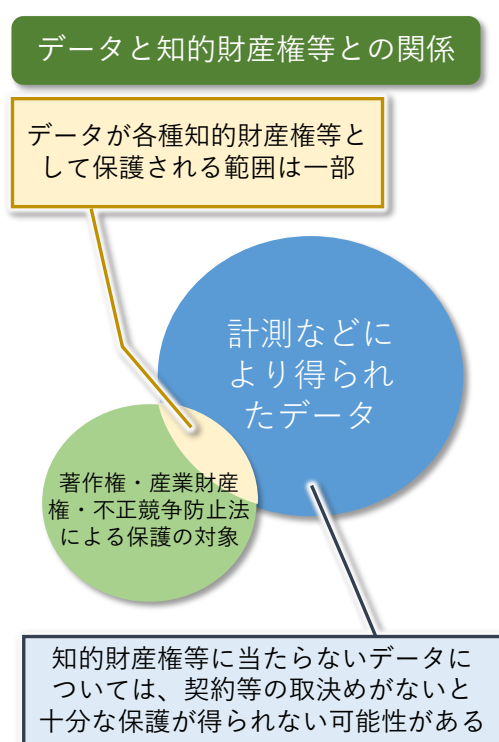
実際にどのような取決めを行えばよいかについては、次の章で紹介します。



【取決めをしないで渡したデータは、保護されない可能性がある】

データを提供する際の実決めの重要性についてご紹介しましたが、では取決めを行わないで、データを渡してしまうとどうなるのでしょうか？例えば、物であれば、通常、貸したのだから返せ、ということが言えますが、データの場合はどうでしょうか？

単純なデータ（例えば水温や風速、水揚げデータの記録など）については、日本の知的財産に関する法律では、保護されないことがあります。日本の法律では、「所有権」の対象は形のあるもの（有体物）に限られています。例外として、特許権や著作権など、特定の法律で同様の保護が認められているものがありますが、その対象に含まれないと、所有権同様の法律上の保護を受けられません。



データと知的財産等との関係

例えば著作権について、著作権法の対象は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とあり、

単なる記録である計測データについては、著作物に該当しないことが多いと言われています。

よく「このデータは私が所有するデータである」という表現がされることもありますが、このように所有権または類似の取扱いをする法律で認められない場合には、渡したデータを返せ、と請求するのは、取決めがない限り難しいことがあります。

また営業秘密など、漁業者が秘密として取り扱っているものであればデータも、営業秘密として保護される可能性があります。営業秘密として保護されるためには、一定の要件（秘密管理性、有用性、非公知性という要件）が必要となります。また操業位置など、公開されている GPS 情報で把握できるものは、秘密として位置付けられない可能性もあります。

営業秘密に該当する場合には、相手方にデータを不正利用させないよう裁判所に請求したり、相手方に損害賠償を求めたり、データの削除を求めたりすることができますが、これに該当しない場合には、取決めがないと相手方に削除依頼などの請求ができないことがあります。

新技術で取り扱うデータは、比較的単純なデータや計測データなどが多く、また水産分野のデータは、秘密として管理しにくいものもあります。そのため、結果として、一度データを渡してしまったら、返してもらえない、あるいは広く公開されてしまうなどの事態も想定されます。

こうしたことを防ぐためにも、提供者と提供先の間で、お互いのルールを取り決めておくことが必要です。

3. データ契約において取り決めるべきこと

ポイント

- ・ データのやり取りをする上でのトラブルを未然に防ぐためには、取決めをしておくことが必要です。
- ・ 取決めの際には、データの提供の目的を定めること、データの提供範囲をあらかじめ定めておくことなどが重要になります。
- ・ 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」では、スマート水産業に関わらず、一般的なデータのやり取りに際して、取決めの参考となる情報を提供しています。

【トラブルを防止するための取決めとは？】

データ提供者・データ利用者相互が安心できる取決めを行い、トラブルを未然に回避するために、どのような対応ができるかを紹介します。

これまで見たようにトラブルを防止するために、双方が事前の誤解がないようにするために取決めを行うことが重要です。取決めとは、法律的に言えば契約を行うことを意味します。特に契約を何らかの書面や電子ファイルなどの形（書面等）で、お互い確認できるようにすることは、

- データの提供者と利用者の相互で考えていることに齟齬がないことを事前に確認する
 - 契約の途中で、例えば利用目的の範囲に疑義が生じたり、変更の必要が生じたりした際に、確認のための資料となる
 - 事後にトラブルになった際に、両者共通の証拠となる
- 等が可能となるため、有効です。

契約をこのような形に残すことは、必ずしも契約書という形でなくても、合意を示す形にすることも可能ですし、既に用いている書面等のひな型に添付する形でも可能です。

このように契約の書面等を交わすことで、契約を交わした両者は、法的にお互いに守らなくてはならない内容を明らかにすることができます。

以下では、具体的に合意すべき項目の例を紹介します。

お互いに守らないといけない約束を事前に決めることができます。



第〇条
データ受領者は、〇〇〇してはならない。
第〇条
データ提供者は、×××しなくてはならない。

【データの利用目的】

例えば、提供したデータが想定しない目的で利用されてしまうというケースを考えてみます。このようなケースを避けるためには、あらかじめ契約で、データの提供相手がどのような目的でデータを利用するのかを定めることが考えられます。

目的を定めることで、提供したデータの利用目的を限定できます。



第〇条
「本目的」とは、〇〇〇をいう。

第〇条
データ受領者は、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならない。



後日



契約の目的を、例えば国内で利用されるシステムの開発を目的とすると限定することで、データが勝手に海外で販売されるシステムに利用されることを防ぐことができます。

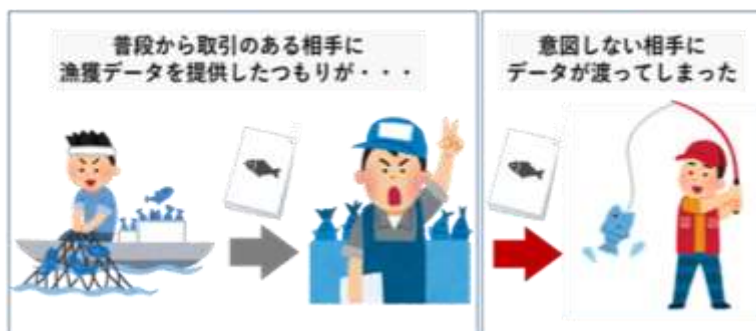
【データの提供範囲】

提供したデータが、想定しない人の手に渡ってしまうトラブルなどは、あらかじめ、契約で第三者への情報開示を制限する条項を定めることで対処する方法が考えられます。

データの提供範囲を定めることで、データの提供先を限定できます。



第〇条
データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、提供データ等を第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。



データの提供範囲をあらかじめ決めておくことで、データを開示しても良い相手、開示してはいけない相手が明確となり、トラブルを避けることができると考えられます。


【データの非保証】


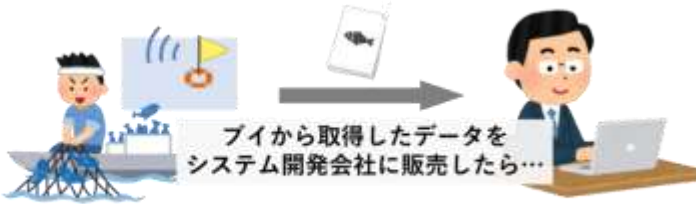
提供したデータに誤差や欠落が含まれていたなどのため、提供先が予定したとおりに利用できないことがあります。特に有償でデータ提供を行う場合などでは、賠償を求められてしまうことも考えられます。

一方で、データ提供者の立場から見ると、あくまで業務上得られたデータをそのまま提供しているので、その内容の正確性などを問われても困るし、正確性などが保証できないならいっそデータ提供をしない、ということにもつながります。


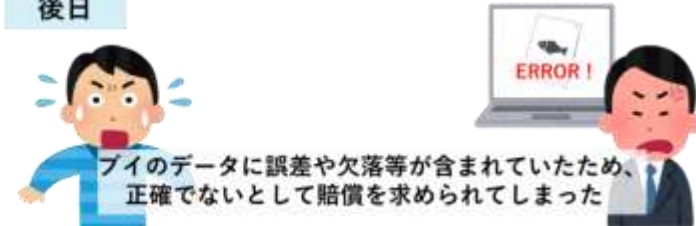
そこで、提供したデータについては、提供できるデータがどの程度正確なものなのか等を合意する、あるいはデータの正確性について、わざと誤りのあるデータを入れたなどの事情がない限り、提供者側で保証しない、などにより、双方の負担を軽減した取決めを行うことが考えられます。

データの保証及び非保証の範囲を定めることで、
提供データの満たすものについて合意できます。

 **第0条**
データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
2. データ提供者は、提供データ等の正確性を保証しない。

 
ブイから取得したデータをシステム開発会社に販売したら…

後日

 
ブイのデータに誤差や欠落等が含まれていたため、正確でないとして賠償を求められてしまった

このように、あらかじめデータの利用について取決めを行うことで、トラブルを事前に防ぐことが重要です。「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」では、スマート水産業に限らず、データのやり取りを行う上での取決めを行う際に役に立つ情報を提供しています。取決めを行う上での参考としていただけますと幸いです。

【タームシートを活用して、取決めに必要な内容を明らかにする】

このように、データの提供に際しては、提供する側と受け取って利用する側との間で齟齬がないように取決めを行うことが重要です。そのためには、取決めの対象となるデータの範囲を明確にする、利用者側の利用用途などの目的を明確にする、受け取った利用者がさらに第三者に提供したり、あるいはデータを活用したサービスを第三者に提供する場合には、その範囲などを明確にしたりする、などが挙げられます。

それ以外にも、当事者間で決めておくことにより、後々の誤解が生じない内容があります。それらを一覧にまとめたものが「タームシート」と呼ばれるものです。以下に示す表はタームシートの例ですが、このようなものを作成して、取決めの中に含めることにより、当事者間で漏れの少ない取決めを行うことが期待できます。

タームシートの例

項目	記載内容	
契約の目的	データ提供が行われる契約の目的（委託、共同開発等）を記載	
契約当事者	提供者	複数の当事者が提供者の場合には全て記載
	受領者	複数の当事者が受領者の場合には全て記載
本契約で関係する他の契約	本契約により提供するデータの利用や第三者提供に関して関連する他契約があれば記載（契約当事者も併せて記載）	
提供するデータ(セット)の概要		
提供対象となるデータ	主なデータ項目	提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載
	個人情報の有無とその対応	個人情報が含まれている場合にはその旨と、取得されている同意の範囲などを記載
	データの期間	○年○月○日～○年○月○日
	提供方法	媒体、ネットワーク経由などを記載
	提供先における保存場所	提供先の保存場所（地域名及び施設名等）を記載

	営業秘密管理の有無	データの管理において秘密として管理する場合に、その旨を記載
	限定提供データとしての取扱いの有無・利用者	データの管理・利用において限定提供データとして管理する場合に、その旨と利用者の範囲を記載
提供データの利用等	利用目的	提供先における提供データの利用目的を記載
	明示的な利用禁止となる目的	当事者の意思から明らかに利用禁止する利用目的について記載
	利用期間	○年○月○日～○年○月○日
	利用形態	無加工 仮名化利用 匿名加工利用 その他（ ）
	第三者提供	有 無 ある場合には提供先・範囲 ()
※ 取扱いを異にする複数のデータがある場合には、上記4行を追加して、それぞれについて記載		
データ提供 (複数ある場合には、行を追加してそれぞれ記載)	提供先の所在地	データ提供先が利用する所在地を記載
	提供先における管理方法の概要	提供先における管理方法を記載
想定される派生データ、生成される知的財産に関する事項（派生データ、知的財産ごとに記載）	【派生データ・知的財産名】A	
	内容	派生データ等の内容の説明を記載
	利用目的	派生データ等の利用目的(範囲含む)を記載
	利用関係	当事者等における利用関係を記載
	帰属関係等	権利の場合には帰属関係、それ以外はライセンス等に関する権限関係を記載
	【派生データ・知的財産名】B B（以下必要に応じて行を追加）	
内容	派生データ等の内容の説明を記載	

		利用目的	派生データ等の利用目的(範囲含む)を記載
		利用関係	当事者等における利用関係を記載
		帰属関係等	権利の場合には帰属関係、それ以外はライセンス等に関する権限関係を記載
データから得られることが想定されるノウハウの内容	提供データから得られるノウハウ、あるいはA Iにより実装されるノウハウなどがあれば記載		
データ提供に伴う対価等	想定する対価、あるいは事業化した際の利用条件を記載		
秘密保持の期間	○年○月○日～○年○月○日		
契約終了後の削除等	【データ名】	削除予定の有無	削除予定日
	データA	有	○年○月○日
	以下必要に応じて行を追加		
その他特記事項			

4. データの提供に際しての留意事項

ポイント

- ・ 提供データに個人データを含む場合には必要な手続をする必要があります。また、できるだけ個人を特定しにくい形に加工して提供することも有用です。
- ・ 提供するデータ（提供データ）とこれに基づいて加工・分析等を行って生み出されたデータ（派生データ）とで異なる取扱いをすることがあります。
- ・ サービスや機器を利用する場合にも、データ提供が発生しています。そのため、提供先での利用について、利用規約などで確認することも重要です。

【個人データが含まれる場合にはデータ自体や手続に注意】

操業データなどでは漁業者と紐づいたデータが含まれます。漁業者は個人である場合が多く、例えば漁獲者に個人名が入っているなどの場合があります。このようなデータは個人データとなり、個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法では、個人データの収集に際しては、利用目的を web ページで公表するなど必要な手続をすることが求められますし、さらに収集した個人データを第三者に提供する場合にも、原則、同意を取得するほか、手続を行う必要があります。

従って、個人データが含まれる場合には、適切な手続（ホームページにおける利用目的の公表や、第三者提供については提供してほしくない旨の受付方法等の明示など）を行う必要があります。

また提供するデータを個人データでない形にして、提供する方法も併せて考えることで、外部に流出した場合でも漁業者個人が特定されるリスクが減少するなどのメリットがあります。例えば、漁業者が所属する漁協と漁業者名をいずれも加工（例えばA漁業の001氏など）し、漁業者が特定しにくくすることで、提供するなどの方法も考えられます。なお、個人情報保護法では、「匿名加工情報」という、個人情報を加工して手続を省略できる制度がありますが、上記のように漁業名と名前だけ削除しても、直ちに匿名加工情報になるとは限りません。従ってこの場合でも、個人情報としての手続などは併せて行う必要があります。

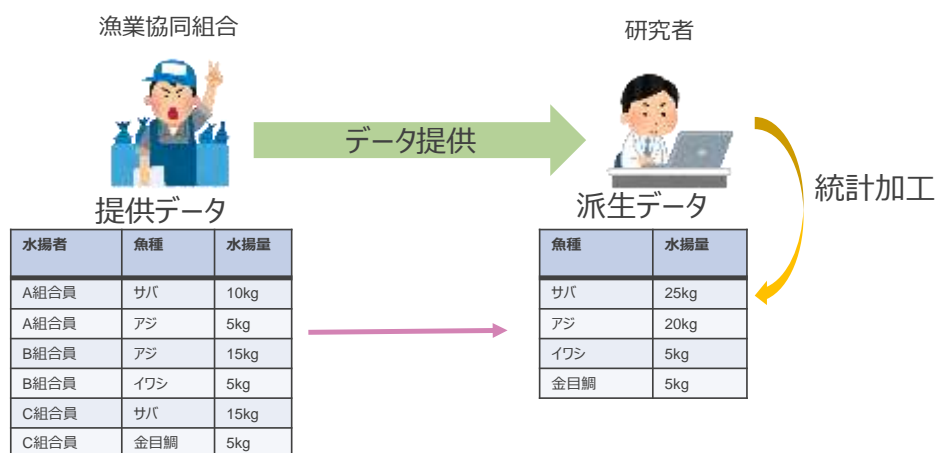
【提供先以外に流出してほしくないデータは秘密として取り扱う】

操業データなどでは漁業者の事業者としてのデータが含まれるものがあります。例えば水揚高や販売額などが挙げられます。このようなデータについては、漁業者から見ると、提供先に出すことは同意するものの、一般的に公開されることは想定していない、ということがあります。漁業者が事業者としてのデータについては、営業秘密として保護される可能性があり、提供先にも秘密として管理することを求めるよう、取り決めることが重要です。営業秘密として取り扱うためには、いくつか要件がありますが、そのうち、「秘密管理性」と呼ばれるものが挙げられます。これは、この情報については秘密として扱う、そして秘密として管理する（例えばデータであればデータへのアクセスを制限できるようにする、パスワードをかけるなど）ということが内容となります。

このように事業者として秘密にしたいものについては、日常的に秘密として管理するほか、提供する際にも相手に秘密として管理してもらうよう取り決めることが重要です。

【元々提供したデータと、加工・分析したデータの取扱い】

データを提供する場合、利用先で提供されたデータを分析して、新たなデータとして加工することがあります。例えば統計処理を行って、統計データとしたり、最近ではAIで利用できるようデータとしたりすることなどもあります。この場合、元々のデータを「提供データ」、加工することで新たに生み出されるデータを「派生データ」と呼ばれます。



提供データと派生データ

提供データに関しては、提供者の側で提供先や利用方法を定める権限を有しますが、派生データについては取決めで提供者と利用者双方で決めることになります。これは派生データを生み出すためには、利用者側のノウハウや知見などが活かされているという事情があります。一方で派生データを作り出すためには提供データが不可欠であるという事情もあります。そこで派生データの利用や提供に関する権限は、利用者側で決められるように権限を認める一方で、提供者にも利用の権限などを認める、などの場合も考えられます。

このように派生データに関しては、提供データとは異なる取扱いを行うことも、取決めの中に含めることで、トラブルを避けることにつながります。

【サービスや機器を利用したデータ収集もデータ提供の可能性はある】

新技術を利用する場合に、利用者が自らデータを入力したり、あるいはセンサーなどでデータを収集したりする場合があります。

これまでの機器を利用した形の場合には、入力したデータや収集したデータは、利用者が管理する機器の中だけにあるため、特に提供ということは発生しないことが多かったのですが、最近はネットワーク技術やクラウドなどの新しい技術を利用するために、サービスを提供している事業者がデータを提供することが不可欠となります。そのため、一種の「データ提供」が発生することになります。

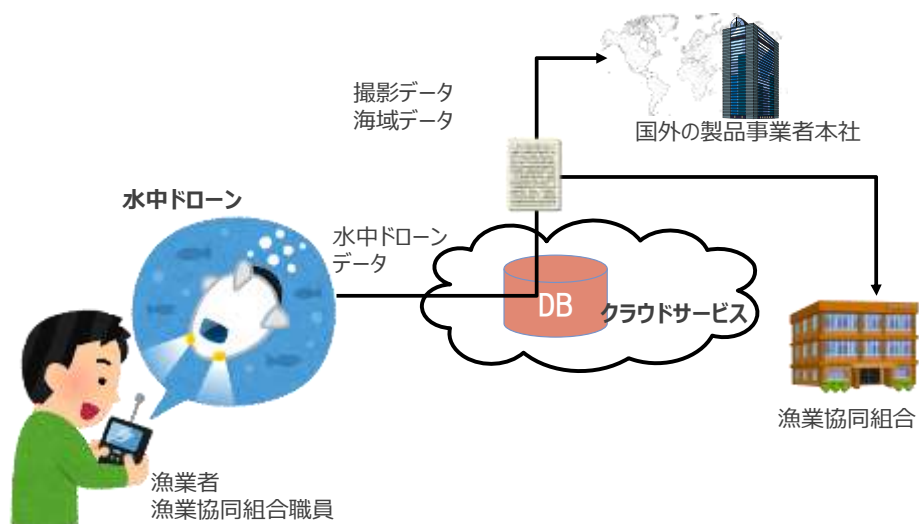
このようにサービス利用のために提供したデータについても、提供先事業者での取扱いを確認する必要があります。サービスの場合には通常、利用規約という形で、取扱いのルールが示されています。例えば、

- 一旦提供したデータは相手先で自由に使っていいという内容のもの
- 提供されているサービスの品質向上のためだけに利用するというもの
- 提供したサービス利用者のためだけに利用するというもの

など様々なものがあります。さらにサービスの利用を終えた後の取扱いも、事業者によって異なります。

また、機器やサービスを提供する事業者が海外にある場合には、データは海外の事業者がネットワークを通じて送信されることもあります。その結果、利用者が意図しないまま、国外で利用されることも考えられます。

このようなサービスや機器は、スマート水産業などを活用する上でも有用なものとして位置付けられますが、利用に際してはデータ提供との関係でこのようなことに留意する必要があります。



機器やサービスを利用したデータ提供の例

5. 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」の読み方

ポイント

- ・ 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」では、主に生産者などで発生したデータを対象としています。
- ・ ガイドラインで想定する読者は多岐に及んでいるため、読者によって特に読んでもらいたい場所を示します。一部の読者においては、全体的に確認していただくことが望ましいとしています。

【「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」で取り扱う内容】

「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」で取り扱うデータは、生産者等（本ガイドラインでは、「漁業者（漁業従事者、養殖業者含む）、漁業協同組合、産地市場の総称」として）で発生したデータを主な対象としています。従って流通場面で生じたデータ（入荷日や流通先での販売価格等）は対象としていません。

ガイドラインで対象としているデータ等の例を下表に示します。

本ガイドラインで取り扱うデータの例

水産物情報	水産物の属性等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚種 ・ 重量/サイズ ・ 雌雄 	
	水産物の画像情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷対象の水産物の写真 ・ 魚介類のサンプル写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・ 消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある（大きさ、色等）。 ・ 提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。
生産現場、産地市場での取引情報	生産者（漁業者）の関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者（船名） ・ 漁獲水域（水揚地） ・ 漁獲（水揚）日時 ・ 漁獲方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者に関連する情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない。（漁獲水域については、JAS法に基づく原産地表示を除く。）
	生産者（養殖業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者に関連する情報は、通常はオ

	者)の関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖水域(水揚地) ・出荷日時 ・給餌方法 	<p>ープンでの利用用途では提供されない。(養殖水域については、JAS法に基づく原産地表示を除く。)</p>
	取引事業者が取り扱う情報	<ul style="list-style-type: none"> ・売主/買主(市場名) ・価格 ・取引量 ・取引期日 ・仕入日 ・出荷日 	<p>・取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけでの提供に限定される。</p>
	取引事業者による評価情報	<ul style="list-style-type: none"> ・品質等級 ・その他品質情報 	<p>・品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある(時間の経過により変化しうるため)。</p>
	水産物の取扱いに関する画像情報	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲風景の写真・動画 ・生産者の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。
漁場関連情報	海況情報	<ul style="list-style-type: none"> ・緯度・経度等 ・潮流 ・水温 	<p>・研究などの目的であれば、詳細な単位での情報が重要であるが、公開する場合には、提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。</p>
	漁獲関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・魚群情報 ・漁業日誌(記録) ・漁船の移動距離・燃費 ・水深 ・船の位置情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業情報は、漁業者の営業秘密に該当することもあるので、これに応じた取扱いが求められる。 ・漁業者を特定しない形で提供する場合にも、提供者の意向を踏まえた内容とする必要がある。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・集計等加工情報 ・市況情報 	<p>・市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。</p>

【「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」の読み方】

本ガイドラインでは、生産者等のほか、データの提供を受ける研究機関等や民間事業者、行政機関等などを読者として想定しています。

ガイドラインの内容は多岐にわたっており、必ずしも読者によって、特にご確認いただくポイントが同じとは限りません。そこで読者ごとの、本ガイドラインを以下のように紹介しております。ガイドラインの本体をご確認いただく際には、こちらを参考にさせていただくと有用です。

なお、下記の表現中例えば「表」、「第2.水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち」などは、ガイドライン本体の表番号や章番号などを示します。

生産者等において特に参照いただきたい箇所

1) データの入力を伴う ICT システム・サービスの利用を考えている生産者等

データの入力を伴う ICT システム・サービスの利用を考えている生産者等は、製品・サービスを利用する際に入力するデータに関する取決め内容が意に反しないものであることや、取決め内容によりどのようなリスクがあるのかについて、把握することが求められます。そこでこれらをチェックするために、

表 14 生産者等が締結するデータ提供契約における確認項目例

を確認してください

そして提供の場面で特に留意すべき事項について、

「第2.水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち

3. (1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

で説明しているので、参照してください。

2) ICT システム・サービス・製品等の研究開発に関与する生産者等

ICT システム・サービス・製品等の研究開発に関与する生産者等としては、漁業者のほか、漁業協同組合、産地市場などが想定されます。ICT システム・サービス・製品等の研究開発目的で提供されるデータやノウハウには、先進的な製品やサービスの実現につながるものが含まれていることから、提供に際しては様々な内容を確認することが望ましいです（表 14 参照）。

そこでまずはデータやノウハウの提供契約の内容を確認する観点から

表 14 生産者等が締結するデータ提供契約における確認項目例
・第 4. データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント 3.
モデル契約ひな型 3) データ提供契約におけるタームシート
の例

を参照して下さい。

ICT システム・サービス・製品等の委託者・受託者において特に参照いただきたい箇所

1) ICT システム・サービス提供者、研究開発機関等

水産分野における研究開発での ICT システム・サービス・製品等の提供者、研究開発機関等が関与する部分は広範であることから、基本的には本ガイドライン全般について内容を参照して下さい。

2) 国、地方公共団体、公的機関（国立研究開発法人、独立行政法人等）

水産分野の研究開発においては、関連情報の提供目的や、公的資金によるプロジェクトとして、国、地方公共団体が委託者となったり、公的機関が受託契約管理団体として製品・サービス提供者、研究開発機関等に対する委託者となったりすることがみられます。

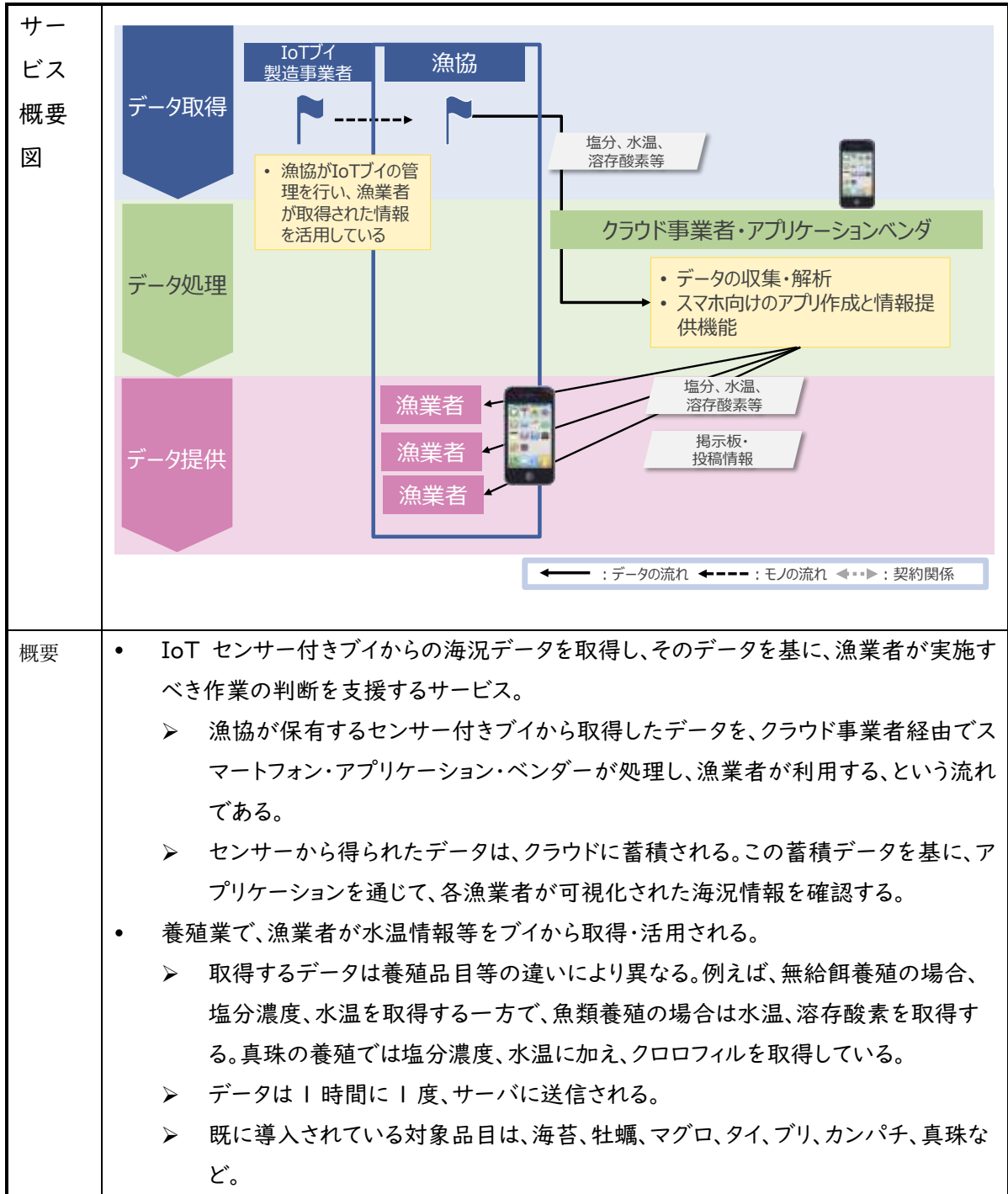
この場合については、本ガイドラインの以下の項目を参照して下さい。

「第 2. 水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち
(2) ③行政機関等への提供

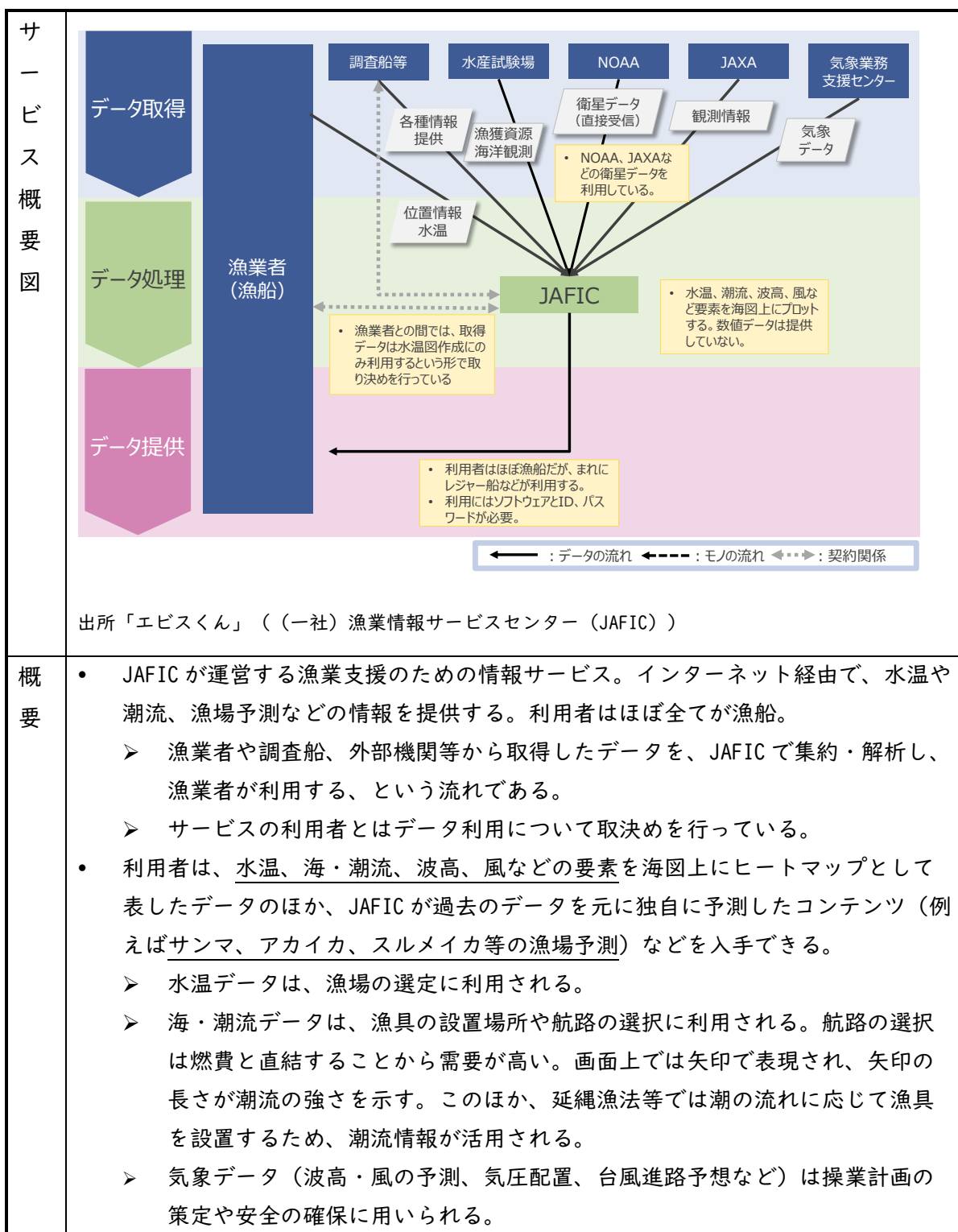
6. データを活用した漁業での利用事例

漁業でデータを活用した事例を2例紹介します。

【IoTセンサー付きブイを活用したサービスの例】



【漁業者以外の情報を活用したサービスの例】



- 情報は、人工衛星（JAXA を含む）、気象庁情報（気象業務支援センター）などから入手するデータのほか、漁船や定期船等からのデータも利用している。これらのデータは JAFIC に集約され、加工・解析を経て漁業者等に提供される。
- 漁業者から取得するデータは水温データであるが、このデータの取得には漁業者保有の水温計を用いている。これは、漁業者にとって水温は重要な情報であり、水温を計測可能なセンサーは殆どの漁船に装備されていて、それが利用できるためである。
 - この水温図作成に際して利用される元データは、漁船の操業位置情報が含まれるため公開していない。